

議案第 4 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

君津市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
(利用停止請求権) 第 2 2 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める利用停止（保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 (1) 第 7 条各項の規定に違反して収集されたとき、番号法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の消去 (2) ～ (3) 省略 2 省略	* (利用停止請求権) 第 2 2 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める利用停止（保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 (1) 第 7 条各項の規定に違反して収集されたとき、番号法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 2 8 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の消去 (2) ～ (3) 省略 2 省略 * 第 2 2 条は、君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年君津市条例第 2 8 号）第 2 条中平成 2 9 年 5 月 3 0 日施行予定の第 2 2 条の改正規定による改正後の規定。